平成２６年（フ）第２号
香川県善通寺市上吉田町569番地２　自衛隊上吉田宿舎２―204
債務者　牟田　雄一
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　倫子
4　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１８号
岡山県真庭市下中津井483番地
債務者　沼田　泰郎
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　破産債権の届出期間　平成26年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１号
秋田県北秋田市下杉字狐森72番地11
債務者　工藤　麗子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第６号
千葉県茂原市千沢1413番地15
債務者　北村　　卯
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　知世
4　破産債権の届出期間　平成26年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
京都市東山区五条橋東６丁目583番地12、前住所滋賀県大津市野郷原２丁目24番１号
債務者　松田　唯志
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　俊之
4　破産債権の届出期間　平成26年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
奈良県生駒市壱分町1377番地１　リーベンハイツ西野202
債務者　樋野　和枝
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　育司
4　破産債権の届出期間　平成26年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８６号
愛媛県宇和島市愛宕町３丁目２番13号
債務者　谷田　典弘
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　破産債権の届出期間　平成26年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第８２号
福岡県行橋市大字下津熊1109番地１
債務者　森下　祐子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿野　寛之
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
福岡県行橋市大字草野402番地　プロニティ行橋Ｂ205号
債務者　上田　　恵
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿野　寛之
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１９５１号
北海道江別市朝日町23番地の30、申立時の住所北海道江別市幸町３番地の13
債務者　谷口真理子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　　亮
4　破産債権の届出期間　平成26年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５号
兵庫県淡路市郡家851番地、前住所兵庫県尼崎市北大物町10番21号
債務者　田中　一聡
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第８号
鳥取県米子市法勝寺町63番地
債務者　勝部久美子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　正志
4　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３９号
北海道松前郡松前町字静浦162番地
債務者　石山日出海（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４２号
函館市的場町25番22号
債務者　五十嵐多津子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７９号
埼玉県加須市浜町１番45号　サンシティ小野田Ｂ棟101号
債務者　中村　温子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係